

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25年12月13日

【四半期会計期間】 第46期第1四半期(自 平成25年8月1日 至 平成25年10月31日)

【会社名】 株式会社明豊エンタープライズ

【英訳名】 MEIHO ENTERPRISE Co.,Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 梅木 篤郎

【本店の所在の場所】 東京都目黒区目黒二丁目10番11号

【電話番号】 03 - 5434 - 7653

【事務連絡者氏名】 執行役員管理部長 安田 俊治

【最寄りの連絡場所】 東京都目黒区目黒二丁目10番11号

【電話番号】 03 - 5434 - 7653

【事務連絡者氏名】 執行役員管理部長 安田 俊治

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第45期 第1四半期 連結累計期間	第46期 第1四半期 連結累計期間	第45期
会計期間	自 平成24年8月1日 至 平成24年10月31日	自 平成25年8月1日 至 平成25年10月31日	自 平成24年8月1日 至 平成25年7月31日
売上高 (千円)	2,682,723	1,122,292	5,898,377
経常利益 (千円)	174,761	18,164	240,930
四半期(当期)純利益 (千円)	295,772	39,798	470,811
四半期包括利益又は包括利益 (千円)	297,818	52,295	480,106
純資産額 (千円)	1,311,774	1,546,358	1,494,062
総資産額 (千円)	3,256,560	3,014,762	3,661,970
1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	11.99	1.61	19.09
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)			
自己資本比率 (%)	40.0	50.9	40.5

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 第45期第1四半期連結累計期間、第45期及び第46期第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、希薄化効果を有する潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び連結子会社)において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在していません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本四半期報告書提出日現在において当社グループ(当社及び連結子会社)が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第1四半期連結累計期間におけるわが国経済は、金融緩和等の経済政策「アベノミクス」や「東京オリンピック」への期待感を背景とした消費マインドの改善、企業活動の活性化等により下支えされ、一部で景気回復への兆しが見受けられました。しかしながら、厳しい雇用情勢の影響や海外経済の減速、周辺国との政治的緊張等による景気下振れ懸念があり、依然として先行き不透明な状況であります。

当社グループが属しております不動産業界においては、消費マインド改善を背景に各種住宅取得優遇政策や住宅ローン金利の先高観等が後押しとなり、首都圏におけるマンション・戸建市場は底堅い需要が続いているものの、事業用地の取得競争の激化や建築価格の上昇など、懸念材料が多く、厳しい経営環境が続いております。

このような事業環境下、当社グループは、既存の保有資産について最善と思われる出口戦略・販売計画を実行し、収益性の維持と早期回収を睨みながら財務基盤の安定に努めるとともに、新規事業用地の仕入活動を積極的に進めてまいりました。

その結果、当第1四半期連結累計期間における売上高は11億22百万円、(前年同四半期比58.2%減)、営業利益39百万円(前年同四半期比81.1%減)、経常利益18百万円(前年同四半期比89.6%減)、四半期純利益39百万円(前年同四半期比86.5%減)となりました。

セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

[不動産分譲事業]

不動産分譲事業においては、「銀座3丁目」(東京都中央区)、「松風台」(神奈川県横浜市)などの売却を行いました。その結果、売上高は7億61百万円(前年同四半期比66.4%減)、セグメント利益は64百万円(前年同四半期比72.8%減)となりました。

[不動産賃貸事業]

不動産賃貸事業においては、プロパティーマネジメント報酬等により、売上高は3億28百万円(前年同四半期比4.9%減)、セグメント利益は26百万円(前年同四半期比209.6%増)となりました。

[不動産仲介事業]

不動産仲介事業においては、「シェルゼ木場公園」（東京都江東区）、「練馬桜台」（東京都練馬区）などの仲介報酬により売上高は5百万円（前年同四半期比85.7%減）、セグメント利益は4百万円（前年同四半期比83.4%減）となりました。

[その他事業]

その他事業につきましては、リフォーム工事等により、売上高は31百万円（前年同四半期比35.0%減）、セグメント利益は10百万円（前年同四半期比18.0%減）となりました。

(2) 財政状態の分析

当第1四半期連結会計期間末における総資産は、前連結会計年度末に比べ、6億47百万円減少し、30億14百万円となりました。これは、物件売却等によりたな卸不動産が5億2百万円減少したこと等によるものです。

また、負債においては、前連結会計年度末に比べ6億99百万円減少し、14億68百万円となりました。これは、物件売却等に伴う返済によって短期借入金が5億87百万円減少したこと等によるものです。

純資産においては、前連結会計年度末に比べ52百万円増加し、15億46百万円となり、自己資本比率においては、前連結会計年度末より10.4ポイント改善し、50.9%となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

(5) 生産、受注及び販売の実績

当社グループの不動産分譲事業は、マンションの竣工後購入者へ引渡が行われる際に売上高が計上されるため、開発時期や工期等により四半期ごとの売上実績に偏向が生じる傾向にあり、前第1四半期連結累計期間に比べ減少しており、その内容については次のとおりであります。

[連結セグメント別業績]

セグメントの 名称		当第1四半期連結累計期間 (自平成25年8月1日 至平成25年10月31日)	
		金額(千円)	前期比増減率(%)
不動産分譲事業	共同事業物件		100.0
	自社単独物件	761,942	1.2
	小計	761,942	66.4
不動産賃貸事業		326,141	4.8
不動産仲介事業		5,611	85.7
その他の事業		28,596	20.9
合計		1,122,292	58.2

(注)1. セグメント間取引については、相殺消去しております。

2. 不動産分譲事業における共同事業物件の売上高は各物件の総売上高に対し、当社グループ事業シェアに応じた当社グループの売上高であります。なお、当第1四半期連結累計期間においては、共同事業物件の売上はありません。

(6)主要な設備

該当事項はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	98,644,000
第1種優先株式	10,000
計	98,644,000

(注) 発行可能株式総数と種類別の発行可能株式総数の合計との一致については、会社法上要求されていないため、発行可能株式総数の合計は98,644,000株と定めております。

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成25年10月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成25年12月13日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	24,661,000	24,661,000	東京証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	単元株式数は100株であります。
第1種優先株式	8,707	8,707	-	(注)
計	24,669,707	24,669,707	-	-

(注) 第1種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 単元株式数は1株であります。

(2) 優先配当金

第1種優先配当金

当社は、第1種優先株式について、平成29年7月末日(同日を含む。)までの日を基準日として剰余金の配当を行わない。

当社は、平成29年8月1日以降の日を基準日として期末配当を行うときは、第1種優先株式を有する株主(以下「第1種優先株主」という。)又は第1種優先株式の登録株式質権者(以下「第1種優先登録株式質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)又は普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、第1種優先株式1株につき、1万円(但し、第1種優先株式について株式の分割、株式の併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当社の取締役会により合理的に調整された額とする。)に年2%を乗じた額(円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。)の金銭による剰余金の配当(かかる配当により支払われる金銭を「第1種優先配当金」という。)を行う。但し、当該期末配当に係る基準日の属する事業年度中の日を基準日として下記に定める第1種優先中間配当金を支払ったときは、当該第1種優先中間配当金を控除した額とする。また、剰余金の配当の基準日から当該剰余金の配当が行われるまでの間に、当社が第1種優先株式を取得した場合には、当該第1種優先株式につき当該基準日に係る剰余金の配当を行うことを要しない。

第1種優先中間配当金

当社は、中間配当を行うときは、第1種優先株主又は第1種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、第1種優先配当金の2分の1に相当する額を限度として、取締役会の決議で定める額の金銭による剰余金の配当(かかる配当により支払われる金銭を「第1種優先中間配当金」という。)を行う。

非累積条項

ある事業年度において、第1種優先株主又は第1種優先登録株式質権者に対して支払う金銭による剰余金の配当の総額が第1種優先配当金の総額に達しないときは、その第1種優先株式1株当たりの不足額は翌事業年度以降に累積しない。

非参加条項

第1種優先株主又は第1種優先登録株式質権者に対しては、第1種優先配当金を超えて剰余金の配当は行わない。但し、当社が行う吸収分割の中で行われる会社法第758条第8号口若しくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当又は当社が行う新設分割の中で行われる会社法第763条第12号口若しくは同法第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

(3) 残余財産の分配

残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、第1種優先株主又は第1種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、第1種優先株式1株につき、1万円(但し、第1種優先株式について株式の分割、株式の併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当社取締役会により合理的に調整された額とする。)の金銭を支払う。

非参加条項

第1種優先株主又は第1種優先登録株式質権者に対しては、前項のほか残余財産の分配は行わない。

(4) 議決権

第1種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

(5) 種類株主総会における決議

当社が、会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合においては、法令に別段の定めのある場合を除き、第1種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

(6) 金銭を対価とする取得条項

当社は、平成29年8月1日以降いつでも、当社の取締役会が別に定める日(以下「金銭対価強制取得日」という。)の到来をもって、当社が第1種優先株式の全部又は一部を取得すると引換えに、当該金銭対価強制取得日における分配可能額(会社法第461条第2項に定めるものをいう。)を限度として、第1種優先株主又は第1種優先登録株式質権者に対して金銭を交付することができる(以下「金銭対価強制取得」という。)。なお、一部取得を行う場合において取得する第1種優先株式は、比例按分その他当社の取締役会が定める合理的な方法によって決定されるものとする。

金銭対価強制取得が行われる場合における第1種優先株式1株当たりの取得価額は、1万円(但し、第1種優先株式について株式の分割、株式の併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当社取締役会により合理的に調整された額とする。)及びこれに対して年2%を乗じた額に金銭対価強制取得日の属する事業年度の初日(同日を含む。)から金銭対価強制取得日(同日を含む。)までの日数を乗じ365(閏年の場合には366)で除して算出した額(1円未満を切り上げる。)を加算した額とする。

(7) 譲渡制限

譲渡による第1種優先株式の取得については、当社の取締役会の承認を要する。

(8) みなし承認

第1種優先株式の取得者が、平成24年2月29日において第1種優先株式を引き受けた株主から、同株主が同日において当社に対して有していた債権を、第1種優先株式とともに譲り受ける者である場合には、当社の取締役会は前条の承認をしたものとみなす。

(9) 異なる数の単元株式数を定めている理由

株主管理コストの削減のため普通株式の単元株式の数は100株としているが、株主総会において議決権を有しない第1種優先株式の単元株式の数は1株としている。

(10) 議決権を有していない理由

第1種優先株式を配当金や残余財産の分配について優先権を持つ代わりに議決権がない内容としたものである。

- (2) 【新株予約権等の状況】
該当事項はありません。
- (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】
該当事項はありません。
- (4) 【ライツプランの内容】
該当事項はありません。
- (5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成25年8月1日～ 平成25年10月31日		24,669,707		2,630,171		2,820,161

- (6) 【大株主の状況】
当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。
- (7) 【議決権の状況】
当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成25年7月31日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成25年10月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	第1種優先株式 8,707	-	(1) に記載のとおりであります。
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 300	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 24,660,000	246,600	-
単元未満株式	普通株式 700	-	-
発行済株式総数	普通株式 24,661,000 第1種優先株式 8,707	-	-
総株主の議決権	-	246,600	-

- (注) 1. 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が400株含まれております。
「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数4個が含まれております。
2. 単元未満株式には当社所有の自己株式59株が含まれております。

【自己株式等】

平成25年10月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社明豊エンター プライズ	東京都目黒区目黒 二丁目10番11号	300	-	300	0.00
計	-	300	-	300	0.00

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間(平成25年8月1日から平成25年10月31日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成25年8月1日から平成25年10月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、アーク監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成24年7月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成25年10月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	447,266	339,270
売掛金	59,755	25,534
販売用不動産	848,984	895,233
仕掛販売用不動産	1,307,851	758,952
その他	109,335	85,327
貸倒引当金	815	623
流動資産合計	2,772,377	2,103,695
固定資産		
有形固定資産	38,604	37,656
無形固定資産	5,838	7,960
投資その他の資産		
長期貸付金	425,000	425,000
長期未収入金	427,000	427,000
その他	172,519	192,820
貸倒引当金	179,370	179,370
投資その他の資産合計	845,149	865,449
固定資産合計	889,593	911,067
資産合計	3,661,970	3,014,762
負債の部		
流動負債		
買掛金	154,671	68,572
短期借入金	694,000	107,000
1年内返済予定の長期借入金	748,294	748,294
賞与引当金	-	3,280
未払法人税等	13,240	3,403
その他	209,407	212,163
流動負債合計	1,819,613	1,142,714
固定負債		
長期借入金	128,298	109,478
その他	219,995	216,211
固定負債合計	348,294	325,690
負債合計	2,167,907	1,468,404
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,630,171	2,630,171
資本剰余金	2,820,161	2,820,161
利益剰余金	3,973,079	3,933,280
自己株式	485	485
株主資本合計	1,476,767	1,516,565
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	6,972	19,019
その他の包括利益累計額合計	6,972	19,019
少数株主持分	10,322	10,772
純資産合計	1,494,062	1,546,358
負債純資産合計	3,661,970	3,014,762

(2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】
【四半期連結損益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成24年8月1日 至平成24年10月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成25年8月1日 至平成25年10月31日)
売上高	2,682,723	1,122,292
売上原価	2,312,865	938,241
売上総利益	369,857	184,050
販売費及び一般管理費	161,881	144,756
営業利益	207,975	39,294
営業外収益		
受取利息	50	78
諸債務整理益	639	-
還付加算金	89	159
その他	190	89
営業外収益合計	969	327
営業外費用		
支払利息	20,783	14,451
支払手数料	10,912	7,005
その他	2,488	-
営業外費用合計	34,184	21,456
経常利益	174,761	18,164
特別利益		
固定資産売却益	100,798	-
私財提供益	-	23,511
その他	21,169	-
特別利益合計	121,967	23,511
税金等調整前四半期純利益	296,728	41,675
法人税、住民税及び事業税	958	2,219
法人税等調整額	-	791
法人税等合計	958	1,427
少数株主損益調整前四半期純利益	295,770	40,248
少数株主利益又は少数株主損失()	1	449
四半期純利益	295,772	39,798

【四半期連結包括利益計算書】
 【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成24年8月1日 至平成24年10月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成25年8月1日 至平成25年10月31日)
少数株主損益調整前四半期純利益	295,770	40,248
その他の包括利益		
其他有価証券評価差額金	2,047	12,047
その他の包括利益合計	2,047	12,047
四半期包括利益	297,818	52,295
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	297,686	51,845
少数株主に係る四半期包括利益	131	449

【注記事項】

(会計方針の変更等)

該当事項はありません。

(四半期連結貸借対照表関係)

保証債務

連結会社以外の会社の金融機関等からの借入に対して、債務保証を行っております。

	前連結会計年度 (平成25年7月31日)		当第1四半期連結会計期間 (平成25年10月31日)
(株)ハウスセゾン	70,000千円	(株)ハウスセゾン	70,000千円
計	70,000千円	計	70,000千円

上記(株)ハウスセゾン(当社の親会社)の借入は、提出会社の物件取得資金として融資を受けたものであり、当第1四半期連結貸借対照表の「1年内返済予定の長期借入金」に同額計上されております。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。

なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成24年8月1日 至平成24年10月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成25年8月1日 至平成25年10月31日)
減価償却費	3,282千円	1,838千円

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自平成24年8月1日至平成24年10月31日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の金額の著しい変動

該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間(自平成25年8月1日至平成25年10月31日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の金額の著しい変動

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成24年8月1日至平成24年10月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント					調整額 (注)1	四半期連結損 益計算書計上 額 (注)2
	不動産分譲 事業	不動産賃貸 事業	不動産仲介 事業	その他事業	計		
売上高							
外部顧客への売上高	2,264,836	342,610	39,112	36,163	2,682,723	-	2,682,723
セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	2,616	-	12,583	15,199	15,199	-
計	2,264,836	345,227	39,112	48,746	2,697,922	15,199	2,682,723
セグメント利益	238,189	8,673	27,955	13,127	287,946	79,970	207,975

(注)1. セグメント利益の調整額 79,970千円は、セグメント間取引消去 4,274千円、各報告セグメントに配分して
いない全社費用 75,695千円であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であり
ます。

2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの資産に関する情報

前連結会計年度末に比べて、当第1四半期連結会計期間末の不動産分譲事業の資産の金額が
1,791,133千円減少しておりますが、その主な理由は、物件売却によるたな卸不動産の減少1,867,501
千円、売上増加による売掛金の増加72,215千円であります。

当第1四半期連結累計期間(自平成25年8月1日至平成25年10月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント					調整額 (注)1	四半期連結損 益計算書計上 額 (注)2
	不動産分譲 事業	不動産賃貸 事業	不動産仲介 事業	その他事業	計		
売上高							
外部顧客への売上高	761,942	326,141	5,611	28,596	1,122,292	-	1,122,292
セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	2,067	-	3,070	5,137	5,137	-
計	761,942	328,208	5,611	31,666	1,127,429	5,137	1,122,292
セグメント利益	64,697	26,856	4,649	10,767	106,971	67,677	39,294

(注)1. セグメント利益の調整額 67,677千円は、セグメント間取引消去 190千円、各報告セグメントに配分して
いない全社費用 67,487千円であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であり
ます。

2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの資産に関する情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第1四半期連結累計期間 (自平成24年8月1日 至平成24年10月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成25年8月1日 至平成25年10月31日)
1株当たり四半期純利益金額(円)	11.99	1.61
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(千円)	295,772	39,798
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	
普通株式に係る四半期純利益金額(千円)	295,772	39,798
普通株式の期中平均株式数(千株)	24,661	24,661
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	提出会社 平成18年第2 回ストック・ オプション 上記のストック・オプ ションは、平成24年10月 27日をもって権利行使期 間満了により失効してお ります。	連結子会社 平成23年 ストック・オプション 上記のストック・オプ ションは、平成25年8月 22日をもって、権利行使 期間満了により失効して おります。

(注) 前第1四半期連結累計期間及び当第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有する潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年12月13日

株式会社明豊エンタープライズ

取締役会 御中

アーク監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 吉 村 淳 一 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 富 岡 慶 一 郎 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社明豊エンタープライズの平成25年8月1日から平成26年7月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成25年8月1日から平成25年10月31日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成25年8月1日から平成25年10月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社明豊エンタープライズ及び連結子会社の平成25年10月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以 上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。